

監査公表第33号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年3月17日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 下江 洋行

監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

監査結果の措置対象

指定管理者 ビルホゼングループ（静岡ビル保善株、中部ビル保善株）
指定管理施設 新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな（産業振興部観光課）
（所管部課） 新城市学童農園山びこの丘（鳳来総合支所地域課）

監査結果報告年月日

令和元年11月25日

監査結果に対する措置通知年月日

令和2年3月11日

講じた措置等の内容

【ビルホゼングループ】

《指摘事項》

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなと新城市学童農園山びこの丘を一つの部門として損益計算書と貸借対照表が作成されているが、それぞれを独立採算として試算表を作成し、計画と実績の差異が見られるようにされたい。

《是正措置内容》

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなと新城市学童農園山びこの丘のそれぞれを独立採算として試算表などにより収支差が明確になるように努めます。

《意見》

施設備品等の管理において、市の物品一覧と指定管理者が持つ施設備付けの備品等リストに整合のとれないものがあった。異動状況を反映した最新のものを両者に備え付けるとともに、管理方法を統一し、適切な管理に当たられたい。

《措置内容》

所管課と指定管理者の双方で物品状況確認を実施し、適切な管理に努めてまいります。

【産業振興部観光課】 【鳳来総合支所地域課】

《指摘事項1》

施設管理運営協議会においてビルホゼングループが作成した前年度報告書、前年度決算書等を受理されているが、次年度予算に反映できるよう現状分析を的確に行われたい。

《是正措置内容》

指定管理者から提出される前年度報告書、前年度決算書等の精査を行うと共に、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するための現状分析を行い、住民サービスの向上を図ります。

《指摘事項2》

受託者に行わせる修繕について2施設合計の年間総額が定められているが、観光課と鳳来総合支所地域課で情報共有が図られていない。このため、年間総額を超過する費用負担について管理ができていないように見受けられた。毎月報告される業務報告書から施設の状況を把握し適切に施設管理されたい。

《是正措置内容》

観光課と鳳来総合支所地域課の情報共有を行い、基本協定書第22条第2項の規定による的確な費用負担管理に努めます。

また、定期的に施設を訪問し指定管理者と現場確認や情報交換を行い、施設の管理を行います。

《意見》

施設備品等の管理において、市の物品一覧と指定管理者が持つ施設備付けの備品等リストに整合のとれないものがあつた。異動状況を反映した最新のものを両者に備え付けるとともに、管理方法を統一し、適切な管理に当たられたい。

《措置内容》

所管課と指定管理者の双方で物品状況確認を実施し、適切な管理に努めてまいります。